公　　告

関税法第６９条第１項の規定に基づく「輸出入貨物検査場所の指定」について、令和３年４月１日から下記のとおり変更するので公告する。

記

「北九州市門司区西海岸１丁目３番４号所在西日本国際ターミナル内税関検査場及び税関事務室」
を
「北九州市門司区西海岸１丁目３番４号所在門司港国際ターミナル内税関検査場及び税関事務室」
に変更する。

令和３年４月１日
門司税関長　　福田 敏行